

3 高齢者

(1) 現状と課題

本県の人口は、2005年(平成17年)ころから減少を続けていますが、「団塊の世代」の高齢化とともに、県全体の高齢化も急速に進んでいます。県の65歳以上人口は、平成27年国勢調査(平成27年10月1日現在)によると567,571人で、高齢化率(総人口に占める65歳以上人口の割合)は、28.1%と全国平均(26.6%)を上回っています。

今後、さらに高齢化が進み、2021年(平成33年)に65歳以上人口のピーク、2028年(平成40年)には75歳以上人口のピークを迎えると予測されています。

高齢者のみの世帯が今後増加し、2025年(平成37年)には全世帯に占める割合が約25%に達するとともに、一人暮らし高齢者は、その後も増加し続けると見込まれています。

また、健康な高齢者も増加しているため、高齢者の意欲と能力に応じた多様な雇用・就業機会の確保、知識や経験を生かした地域社会活動の場の拡大など、高齢者がいきいきと活躍できる社会づくりも求められています。

こうした状況の下、高齢者が要介護となっても可能な限り住み慣れた地域で、その人の有する能力に応じ、その人らしい自立した日常生活を続けられるよう、医療、介護、福祉、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制「地域包括ケアシステム^{*}」の構築に向けた取り組みを進めることが重要とされています。

一方、介護現場を支える介護人材の不足といった課題も継続しています。

高齢者の人権については、普及・啓発や相談活動の充実などを通してその擁護に努めてきましたが、近年、人間としての尊厳やプライバシーが無視された処遇、身体の拘束、財産管理や遺産相続に絡んだトラブルや特殊詐欺による被害が増加するなどの新たな課題が生じています。

2006年(平成18年)4月の「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行など、高齢者の尊厳の確保やプライバシーの保護を図るための施策が求められています。

また、「人権に関する県民意識調査」の結果によると、「高齢者の人権問題」への関心度は24.7%と高く、「経済的に自立が困難なこと」、「働ける能力を発揮する機会が少ないこと」や「悪徳商法の被害が多いこと」などの問題があるととらえています。

(2) 施策の方向

地域で医療、看護、介護、福祉、健康づくり、介護予防、住まい、生活支援がお互いに連携し、一体的に提供される環境「地域包括ケアシステム」を基本理念とした「岐阜県高齢者安心計画」に基づく各種施策を推進していくことにより高齢者の人権を尊重する社会づくりを進めます。

また、画一的な高齢者像にとらわれることなく、一人ひとりの健康や暮らしを考え、施策の展開を図ります。

1) 高齢者の人権を尊重する啓発活動

高齢者の人権を尊重し、地域全体で互いに支え合うことができる社会を実現するには、高齢者の人権・福祉について理解を深め、高齢者が自らの生活の向上に努める意欲を高めるよう、啓発を行っていきます。

学校では、高齢者と自然に触れ合い交流する機会を設けるなどして、高齢者に対する感謝と尊敬の気持ちや思いやりの心をはぐくむとともに、様々な生きた知識や人間としての生き方などを学ぶことを大切にしています。

2) 高齢者虐待の防止、早期発見、早期対応の推進

高齢者虐待については、市町村において防止に取り組んでおり、高齢者虐待防止法などに基づき、虐待から守り、尊厳を保持しながら安定した生活ができるよう支援する体制構築等の更なる推進を図ります。

高齢者虐待を防止するためには、早期に高齢者やその養護者の発するSOSを把握し対応することが必要です。そのため、地域住民等の協力による継続的な見守り活動や市町村等の関係機関との連携協力を図っていきます。

3) 高齢者の社会参加の促進

意欲と能力がある限り年齢に関わりなく働くことができるよう、65歳までの雇用機会の確保や多様な雇用・就業機会の確保に向けた普及・啓発など高齢者の就労促進に取り組みます。

また、高齢者が、これまでに培った経験や知識・技能などを生かしながら、地域社会の重要な構成員として、仕事やボランティア活動、生涯学習やスポーツなど、様々な分野で活躍できるよう、シルバー人材センターなどへの支援や、高齢者のボランティア活動・地域活動に向けた支援などにより、就業機会の拡充と生きがいの充実を図り、社会参加を促進します。

4) 福祉のまちづくりの推進

誰もが安心して暮らしやすい社会づくりを目指す「ユニバーサルデザイン※（万人向け設計）」の考え方を導入し、高齢者、障がい者をはじめ、すべての人が住み慣れた地域で自らの意思で自由に行動し、安全かつ快適に生活できる「福祉のまちづくり」を推進します。

また、高齢者の交通安全対策、防犯対策、災害時の要援護者対策などを通して安心して暮らせるまちづくりを推進するとともに、特殊詐欺等の被害にあわないための相談窓口の周知や啓発などを行っていきます。

5) 成年後見制度※の適切な運用

認知症高齢者など判断能力の不十分な方の保護を図る成年後見制度は、高齢者などの権利擁護に大変重要な役割を果たすものとなっています。

一人暮らしの高齢者等で判断能力が低下している人に対し、成年後見制度や

日常生活自立支援事業*などにより、福祉サービスの利用や契約が適切に行われるよう支援します。

■ 高齢者の人権問題で、特に問題があると思うこと

Q 高齢者の人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。次の中から3つまで選んで○をつけてください。

